

自主ルールが地域資源の観光利用に果たす成果とその要因

—小笠原諸島を事例として

Achievements and Factors of Local Rules in the Usage of Local Resources for Tourism
: A Case study in the Ogasawara Islands

半田 文
HANDA Aya

1. はじめに

(1) 研究背景と目的

日本では多くの自然地域における観光需要の増大に伴い、自然資源を対象とする観光に対する課題がみられるようになった。このような観光を推進する際には、資源の適切な保全及び利用管理が必要であり、資源と常に関わることでできる地域の多様な関係者が協働した取り組みの実施が求められている。資源の利用調整の手法の一つにあげられる、自主ルール（特定地域において、資源に関係する者や団体が主体となって自主的に制定し、管理運用されるルール）は、現在日本各地で運用されているが、その運用をめぐる課題が散見される。

自主ルールに関する既往研究では、資源に対する実効性や自走力に着目したものがあがるが、自主ルールの観光利用に対する機能について、機能した要因とその成果（機能したかどうか、および結果の意義）について、地域との関係から論じた研究はみられない。本研究では、自主ルールが地域の自然資源の観光利用に果たす成果やその要因について明らかにすることを目的とする。

(2) 研究方法

本研究では、地域内の多様な関係者が自主ルールを策定し、複数の自主ルールが長期的に運用されている小笠原諸島を対象として、『平成 27 年度版 小笠原ルールブック』に掲載され、現在も運用されている以下の 9 つの自主ルールを対象とした（表）。

これらの各自主ルールにおいて、制定過程及び制定者、資源の生態や生息域・行動特性などの資源の特性、資源の観光利用形態や地域における資源の関わり、地域内の資源に関連する他制度といった地域

表 対象とした小笠原の自主ルール

- | |
|---------------------------------------|
| ① ホエールウォッチング自主ルール |
| ② 小笠原カントリーコード—自然と共生するための 10 カ条— |
| ③ イシガキダイ・イシダイ キャッチ&リリース制 |
| ④ 東平アカガシラカラスバトサンクチュアリー自主ルール |
| ⑤ 母島石門の自主ルール |
| ⑥ ナイトウォッチングの際にウミガメに遭遇した場合の注意点（ガイドライン） |
| ⑦ オオコウモリウォッチングについてのガイドライン |
| ⑧ 長谷グリーンベペについて |
| ⑨ ドルフィンウォッチング・スイム自主ルール |

（太字は本文中の略）

的条件について整理した。また、自主ルールの運用実態及び成果について、関係機関による広報誌等の文献調査及び制定に主として携わった関係者へのヒアリング調査により把握した。

2. 各自主ルールの整理

(1) 制定過程

観光利用に際して一定条件下での事業推進の必要性をきっかけとした自主ルール（ホエールウォッチングルール、ウミガメガイドライン等）や、資源の乱獲や個体数減少への危機感（キャッチ&リリース制、アカガシラカラスバトサンクチュアリールール）、公的な法制度に対する観光事業者の不足感（石門ルール）、事業の継続への危機感（オオコウモリガイドライン）といった持続的な利用への危機感が主な動機となっていた。

(2) 制定者

小笠原諸島における自主ルールの制定には行政、事業者、地元民間団体、研究者や個人単位まで幅広く携わっており、制定主体も行政から観光事業者、民間団体、漁業事業者などと多様であった。しかし、ほとんどの自主ルールにおいて、遵守対象者は観光事業者に限定されていた。多くは制定主体と遵守対象者が同一であったが、小笠原カントリーコード、キャッチ&リリース制、アカガシラカラスバトサンクチュアリールールなど、制定主体と自主ルールの遵守対象者が異なるルールも存在していた。

(3) 資源の特性

オガサワラオオコウモリの採餌、アオウミガメの産卵、暗闇で光るヤコウタケ（島内ではグリーンペペと呼ばれる）といった夜間に特徴的な行動をする生物や、アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリ、母島石門などの希少性が高い動植物及びその生息域・繁殖域が対象資源としてあげられた。自主ルールの対象となる資源は、動物やその生息環境が中心となっていた。

(4) 地域的条件

小笠原には、自然公園法や鳥獣保護法、種の保存法などの自主ルールの対象となる生物を含む特定の生物及びその生息活動環境の保護制度が複数運用されていた。複数の自主ルールにおいて、地域内に資

源に関わる主体（例えば行政、地域住民、他観光事業者、漁業事業者など）に対して、観光利用に際した配慮・調整の必要性を有していた。また、集落付近ではウミガメの産卵やオガサワラオオコウモリが偶発的に観察され、ツアー以外で観光客や島民が遭遇する機会もあることが明らかになった。

（５）運用実態と成果

小笠原諸島における各自主ルールの運用において、関係機関や自主ルール制定に携わったガイドらの所見では、観光利用において著しい問題は認められず、利用主体に遵守されていた。自主ルールは、特定の生物及び生息環境のため、観光利用を調整する役割を果たす制度として地域内で共有されていた。また、観光利用を調整し制限を設けることで、地域の生活環境や経済活動を保全し、資源に関わる多様な主体との調整を実現していた。

さらに、一部の自主ルールの内容のうち、汎用性あるもの（駐車の方法）などは特定の資源に限らず、他資源の利用にも適用されていた。ルールの遵守対象者が観光事業者に限定されていても、観光客や島民の利用においても遵守されるなど、制定者が本来想定していた範疇を超え、観光利用全体に成果を上げたことも示唆された。

3. 自主ルールの成果に影響を与える要因

（１）観光利用全体を巻き込む仕組み

小笠原諸島への来島方法は6日に一度東京－父島間を結ぶ定期船やクルーズ船に限られる。さらに、島内も交通手段が限られ、山域は森林生態系保護地域の設定によりガイドの同行が義務付けられるエリアが多くを占める。また、海域のツアーに参加する際には事業者の保有する船舶に乗船する必要がある。そのため、島内は観光事業者が観光客を実質的に制御できる状況にあり、自主ルールが事業者に限定して遵守義務を課すように制定されていても、利用者全体の利用を調整することが可能となっている。

（２）普遍性及び汎用性の高い配慮方策の規範化

自主ルールの中には、普遍的なマナーの類の内容もあり、汎用性が高いため、他資源の利用の際の基本となったり、ルールの一部が転用される事例があった。さらに、『小笠原ルールブック』や島内に全戸配布される「村民だより」、関係機関による広報誌な

どの広報媒体、あるいはガイドやボランティアによる利用者への直接的な周知によって観光客や島民にも遵守すべきルールとして認識され、集落近くなどにおける偶発的な観光利用の機会においても、規範として機能することも示唆された。

（３）事業の円滑化に係る主体間の調整

自主ルールの対象となる資源のほとんどが地域内に多くの関係主体を有するなかで、制定者は自主ルールの制定に伴う議論の中で、同意が得られるよう調整し、利用の方針を定めるとともに、各主体に対する配慮方針を明確化してきた。このような利用方針及び配慮事項を自主ルールとして明文化したうえで自主ルールに即した観光を展開することで、主体間の調整を行いつつ、持続的且つ調和的な事業の継続を図っていた。

（４）制度の補填的運用

小笠原カントリーコードやアカガシラカラスバトサンクチュアリーのような、行政が法律や条例以外で定めたルールの運用は、実態として行政の内部規範である要綱と類似しており、それぞれの制定主体の行政が管理するエリア内の制限事項を定めたり、既存の制度を簡潔に示すことで実行力を上げていた。

一方、制定主体が利用者自身であり、観光利用における何らかの規制の必要性を感じ、それが自主ルールの制定動機となった場合においては、法制度に基づく公的なルールでは資源の観光利用の規制が十分でない利用者判断されたり、地域内で観光利用を制限する制度が運用されていなかった。このような状況下で、自主ルールは利用主体で一致した課題を解決する手法として用いられてきた。

4. おわりに

小笠原諸島において自主ルールは、観光をはじめとする様々な活動が営まれていることを前提として特定種の活動域を守るため、地域条件と調和的に柔軟に活用され、特定の資源に関して観光利用を調整する役割を果たしていた。また、自主ルールとして明文化することで、域内で共有できたといえる。今後は、他地域における自主ルールの成果と要因の考察を行うことで、自主ルールの普遍性及び地域の実情に基づく特異性を明らかにしていきたい。

Abstract: Cooperative efforts by stakeholders are required for proper use of local natural resources. This study focuses on the function of local rules, one of the methods for managing the usage of local resources and discusses the achievements and factors with nine local rules in the Ogasawara Islands. As a result, they have been followed by the users through a system that involves the entire tourism use and the coordination among many stakeholders in the process of creating the rules so that they could promote tourism use. Furthermore, some of the contents of the local rules have spread to the usage of other resources and users who are not required to follow the rules, due to their generality and versatility. Then, through complementary operations with other systems, the usage of organisms and their habitats was managed.